

# JNG 保守サービス利用規約

## 第1条（目的）

株式会社ジャパンネットワークグループ（以下「当社といいます。」）は、契約者に「JNG 保守サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、「JNG 保守サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定めます。

## 第2条（用語の定義）

本規約において、各用語は次の意味を有するものとします。

1. 「本契約」とは、第6条（契約の成立）の規定に基づき当社と申込者との間で締結される本サービスの利用に関するオプションサービスを含む契約のことを指します。
2. 「利用開始日」とは、本契約が成立した日を指します。
3. 「利用開始月」とは、「利用開始日」の属する月を指します。
4. 「個人情報」とは、利用者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所その他の記述等により特定の利用者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の利用者を識別することができるものを含みます。）をいいます。

## 第3条（本規約の適用）

1. 本規約は、本サービスの利用に関する当社との一切の関係に適用されます。本規約の内容にご同意いただけない場合、本サービスにお申込みいただくことはできません。なお、所属団体を代表して本サービスの利用をお申込みされる方（本規約に同意し、本サービスを利用する法人を「契約者」といいます。）は、本規約の内容につき、契約者に所属する役員、従業員、または管理下に置かれた委託先の従業員等、契約者が本サービスを利用することを認めた者（以下「利用者」といいます。）に対して説明し、同意を得たうえで本サービスを利用させるものとします。なお、契約者は利用者が本サービスを適正に利用するよう管理監督しなければならないものとします。

## 第4条（規約の変更）

当社は本規約を変更することができます。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、書面その他の適切な方法により周知します。

## 第5条（サービスの内容）

本サービスは、スマートフォン・タブレット等の保守・メンテナンスを目的とするサービスです。当社が提供する本サービスの内容は、利用規約別紙（以下、「別紙」といいます。）に定めるほか、当社が別に定めるところによります。

## 第6条（契約の成立）

1. 当社は、当社の定める方法によって申込者からの申込みを受付け、必要な審査・手続等を経た後に、当社所定の方法により承認し、これをもって本サービスの提供に関する本契約が成立します。
2. 当社は、申込み後、利用資格の承認をするかまたはしたか否かに関わらず、当社単独の判断により、適宜利用資格の審査を行うことができます。当該審査の結果、申込者が以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合、その者の申込みを承認せず、または遡及して取り消し、利用資格を与えないことがあります。
  - (1)申込者が存在しない場合。
  - (2)申込者が日本国内に連絡先を有していない場合。
  - (3)申込者が、申込みをした時点で、本規約の違反等により利用資格の停止処分中であり、または過去に本規約の違反等で当社からの解約処分を受けたことがある場合。
  - (4)申込の登録事項において、虚偽の記載があった場合。
  - (5)申込者が、申込みをした時点で利用料金の支払いを怠っている、または過去に支払を怠ったことがある場合。
  - (6)申込者が、暴力団、反政府組織、その他社会通念上反社会的組織であるかその構成員、および関係者である場合。
  - (7)当社の業務の遂行上または技術的支障があると、当社が判断した場合。
  - (8)申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実に反しているとき、又はそのおそれがある場合。
  - (9)申込者が第17条（禁止事項）の定めに違反するおそれがある場合。
  - (10)申込者が過去に不正利用等により本契約の解除又は本サービスの提供停止等の措置を受けたことがある場合。
  - (11)申込者が本規約に定める利用者としての義務を遵守しないおそれがある場合。
3. 本サービスの提供開始日は、本契約が成立した日になります。

## 第7条（契約期間）

1. 本サービスの契約期間は、1カ月となります（利用開始日が月途中の場合も当月末日までとします。例：6月15日から6月30日まで）。
2. 契約期間内に第13条（契約者による本契約の解除）に定める解約手続きを実施されない

場合、契約期間満了の翌日から起算して1ヵ月間、同一条件をもって自動更新されるものとします。

#### 第8条（利用料金）

1. 本サービスの料金は、当社が発行する見積書またはJNG保守サービス申込書（以下、「申込書」といいます。）により、別途定めるものとします。月末締め翌月請求とします。
2. 利用料金の支払期日は請求月の末日とします。
3. 当社は特段の定めがある場合を除き、本契約が途中で終了した場合であっても契約者が支払った利用料金の返金は行わないものとします。
4. 当社は利用料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求することができるものとします。
5. 本条の規定により支払いを要することとなった額は、料金表又は当社のWeb等に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。））の合計と異なる場合があります。

#### 第9条（規約違反等への対処）

1. 当社は利用者が本規約に違反した場合もしくはその恐れがある場合、利用者による本サービスの利用に関して当社にクレーム・請求等が寄せられ、かつ当社が何らかの対応を必要と認めた場合、またはその他の理由で当社が何らかの対応を必要と判断した場合は、当該利用者に対し、以下の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
  - (1)本規約に違反する行為又はその恐れのある行為を止めること、および同様の行為を繰り返さないことを要求します。
  - (2)当社に寄せられたクレーム・請求等の内容もしくはそれが掲載されているWebサイトのインターネット上の位置情報その他当該内容を知る方法を適切な方法でインターネット上に表示すること、またはクレーム・請求等の解消のための当事者間の協議（裁判外紛争解決手続きを含みます。）を行うことを要求します。
  - (3)利用者が発信または表示する情報を削除することを要求します。
  - (4)利用者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または閲覧できない状態に置きます。
  - (5)サービスの利用を一時停止とし、または強制解約処分とします。利用者は、前項の規定

は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、利用者は、当社が前項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、当社を免責するものとします。

#### 第10条（本サービスの提供停止等）

- 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、契約者に対する何らの催告を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
  - 第6条（契約の成立）第2項各号のいずれかに該当するとき。
  - 第17条（禁止事項）または第25条（届出義務）に違反したとき。
  - 第8条（利用料金）に定める支払期日を経過してもなお利用料金その他の当社に対する債務を弁済しないとき（当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。）。
  - 当社に対して事実に反する内容の届出又は通知をしたとき。
  - 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はその恐れのある行為があったとき。
  - その他本規約に違反したとき。
  - その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
  - 電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合。
  - 利用者あてに発送した郵便物が当社に返送された場合。
  - 前各号の他、当社が本サービスの利用を制限する緊急性が高いと認めた場合。
- 当社は、契約者に対し前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができるものとします。ただし、本項の定めは、当社が第14条（当社が行う本契約の解除）に基づき本契約を解除することを妨げるものではありません。
- 第1項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、契約者は利用料金の支払義務を免れることはできません。
- 当社が提供停止の措置をとったことで、当該利用者が本サービスを使用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切責任を負いません。

#### 第11条（本サービスの提供中断等）

- 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断することができます。
  - 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなった、もしくはそのおそれがあるとき、または天災、事変その他の当社の過失に基づかない非常事態が発生しま

- たは発生するおそれがあり、電気事業通信法第8条に定める処置を取るとき。
- (2)本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
  - (3)本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
  - (4)災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
  - (5)当社の運用上または技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
  - (6)本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
  - (7)当社の過失に基づかない電気通信設備の保守上、工事上、または障害その他やむを得ない事由が生じたとき。
  - (8)法令に基づく要請等により本サービスを提供することが困難になったとき。
  - (9)本サービスが第三者の知的財産権を侵害していることが判明したとき。
  - (10)提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難になったとき。
  - (11)前各号の他、当社の故意又は重過失に基づかず、当社がやむを得ないと判断した場合。
2. 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
3. 当社は、第1項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を第26条（通知）に定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該通知を行わないことがあります。
4. 当社は、第1項又は第2項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限した場合であっても、利用料金の減免等は行わず、また当該提供中断又は利用制限等により契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。但し、当社の故意または重過失に基づく損害についてはこの限りではありません。

## 第12条（本サービスの廃止等）

1. 当社は、自己の都合により、契約者に事前に通知することなく、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止をすることがあります。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、廃止日をもって本契約は終了するものとします。
2. 前項の規定に拘わらず、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止が契約者に重大な影響を及ぼすと当社が判断した場合は、当社は予めその変更、追加又は廃止の内容について第26条（通知）に定める方法により通知するものとします。

3. 当社は、本条の規定により本サービスの変更、追加又は廃止したことにより契約者その他第三者に生じた損害について、その責任を負わないものとします。

#### 第13条（契約者による本契約の解除）

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に解約希望日1カ月前までに書面、メール、Web等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。

#### 第14条（当社が行う本契約の解除）

1. 当社は、契約者に対し、解約希望日1カ月前までに書面又は電子メールを送信することにより、利用契約を解約することができます。
2. 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
  - (1)本契約の申込内容が事実に反していることが判明したとき。
  - (2)第10条（本サービスの提供停止等）第1項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因になった事由を解消しないとき。
  - (3)第17条（禁止事項）に違反したとき。
  - (4)本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
  - (5)当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。
  - (6)その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の理由があるとき。第6条（契約の成立）第2項各号のいずれかに該当するとき。
  - (7)契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
  - (8)民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始もしくは破産申し立てをしたとき。
  - (9)手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。
  - (10)資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
  - (11)前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐

れがあると認められる相当の事由があるとき。

3. 当社が前項により本契約を解除する場合、契約者は、既に支払った利用料金について、一切の払戻しを受けることができません。
4. 第3項に定める解除は、当社の契約者に対する損害賠償請求権の行使を妨げません。

#### 第15条（当社設備の修理および復旧）

1. 利用者は、本サービスの利用中に当社の設備またはサービスに異常を発見したときは、利用者自身の設備等に故障がないことを確認の上、当社に修理または復旧を請求するものとします。
2. 当社は、当社の設備もしくは本サービスに障害を生じ、またはその設備が滅失したことを知ったときは速やかにその設備を修理・復旧するよう努力するものとします。

#### 第16条（設備の準備等）

利用者は、本サービスを利用するためには必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器、電気通信サービス本契約の締結を自己の費用負担と責任をもって準備し、任意の電気通信サービスを経由して本サービスのアクセスポイントへの接続を行うものとします。但し、個別サービス契約に別途の定めがある場合はこの限りではありません。

#### 第17条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
  - (1)当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為。
  - (2)公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
  - (3)犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為。
  - (4)事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
  - (5)当社若しくは第三者の名誉、信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為。
  - (6)本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為

- (7)コンピュータウィルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (8)本サービスについて、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスを第27条（知的財産権）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為
- (9)本サービスに付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為
- (10)本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等を行う行為
- (11)第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (12)本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集売買もしくは譲渡する行為、またはそのおそれがある行為。
- (15)他の利用者、第三者または当社に不利益、損害を与える行為、もしくはそのおそれがある行為
- (16)わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信・表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を送信・表示する行為、その他の公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為、あるいはそれを助長する行為やその他の公序良俗に反する情報を他の利用者、もしくは第三者に提供する行為
- (17)本サービスを利用して風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律の定める性風俗関連特殊営業もしくはこれに類する営業を行う、あるいは性風俗関係特殊営業もしくはこれに類する営業に関する情報を第三者に対し、閲覧または発信した場合、もしくは第三者に行わせた場合やその他の公序良俗に反する情報を他の利用者、もしくは第三者に提供する行為
- (18)本サービスを利用して、キャバクラ、ホストクラブ、クラブ、ガールズバー、ボーイズバー、カップル喫茶、ハプニングバー、ラウンジ、スナック、パブ、ショーパブ、セクシーパブ、ディスコ、メイド喫茶、デートクラブ、出会い系カフェ、出会い系喫茶等、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第1項1号から6号に規定される営業、もしくはこれらに類似する業種の営業を行う行為、または当該営業に関する情報を第三者に対し、閲覧させ、もしくは発信する行為
- (19)違法な薬物、銃器、毒物もしくは爆発物等の禁制品の製造、販売もしくは入手に係る情報を送信または表示する行為。賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用する行為。犯罪を助長し、または誘発するおそれのある情報を送信または表示する行為やそ

の他の法令に違反する行為や犯罪的行為、もしくはそのおそれがある行為、あるいはそれを帮助する行為

(20)公職選挙法に抵触する行為

(21)他者に対し、無断で、広告・宣传・勧誘等の電子メールまたは嫌悪感を抱く電子メール、嫌がらせメール（そのおそれのある電子メールを含みます。）を送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。特定電子メールの送信の適正化に関する法律に違反して、架空のメールアドレス宛に電子メールを送信する行為。

(22)サーバ等のアクセス制御機能を解除または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為

(23)本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段（いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含みます。）により他者の個人情報をいかなる手段を使っても取得するまたは、取得を試みる行為

(24)ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為

(28)無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為

(29)インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく当該事業の提供者に対する規制および当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為、ならびに出会い系サイトの運営またはこれに類似するサイトを運営する行為、およびこれらのサイトに関する情報を第三者に対し閲覧させ、または発信する行為

(30)法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せずに本サービスまたは提携サービスを利用する行為。その他当該法令に違反する、または違反するおそれのある行為

(31)当社から提供される本サービスを第三者のために、当該第三者の個人名、商号、もしくは名称等をもって利用する行為、または当社から本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡する行為、もしくは本サービスの提供を受ける権利に基づき第三者に本サービスの利用を許諾する行為

(33)その他当社が不適切と判断する行為

2. 利用者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
3. 当社は、利用者の本条に規定する義務違反により利用者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

## 第18条（自己責任）

1. 契約者は、全て自らの責任において本サービスを利用するものとし、利用者の誤操作又は不正操作等により意図しない事態になったとしても、当社に対して何らの請求もできないものとします。
2. 契約者は、本サービスを通じて利用者が発信し、または発信した情報につき責任を負うものとし、当社に対しても迷惑および損害を与えないものとします。利用者が発信または発信した情報により当社が損害を被った場合には、その損害を賠償するものとし、本サービスの利用およびこれに伴う行為に関して、第三者より問合せ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決するものとします。
3. 契約者は、本サービスの利用において、第三者の権利を侵害し、又はそのおそれのある行為があった場合、契約者は、自己の責任と費用においてこれを解決します。

## 第19条（免責事項）

1. 当社は、本サービスの内容および利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。
2. 本サービスの提供の遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、その他本サービスの利用に関連して利用者に損害が発生した場合は、当社は、第21条（損害賠償）に定める損害賠償規定の範囲内においてのみ責任を負うものとします。
3. 調査および作業（以下、作業）の開始にあたり十分に注意を払い作業を実施しますが、意図しない動作により利用に差し障る問題や、データ消失が発生する可能性があります。何らかの不具合や利用に差し障る問題が生じた場合でも当社では一切の責任を負いかねます。
4. 作業にあたり動作検証の一環としてデータのコピーを行うことがあります。

## 第20条（非保証）

1. 当社は本サービスを現状有姿のまま提供するものとし、明示又は默示を問わず、本サービスについて、その商品性、正確性、特定目的への適合性、その提供の状態、アクセスの可能性、利用の状態、継続的な提供の状態、内容、性質若しくは得られる情報等が契約者の希望を満たすこと、故障が生じないこと、発見された不具合が必ず修正されること、得られる情報等が常に正確なものであること、本サービスに関連する設備やデータ（本サービス用設備、料金請求データ等を含みます。）が破損しないこと、別紙や関連資料に記載の内容が将来において変わらないことについて、必ずしも保証するものではありません。

2. 当社は、前項の定めの他、本サービスに関して一切の明示又は默示の保証責任を負わないものとします。

#### 第21条（損害賠償）

1. 利用者が本規約に定める事項に違反したことにより、当社が損害を被った場合には、当社が当該利用者の強制解約処分を行ったか否かにかかわらず、利用者は当社に対して、当該損害の全額を当社の請求に応じて賠償する責任を負うものとします。
2. 前項の規定は、法人またはその他の団体が当該法人や、その他の団体に所属する個人を当該団体の代表として登録した場合において、当該個人が本規約に定める事項に違反したことにより、当社が損害を被った場合には、その時点で当該個人が法人またはその他団体に所属しているか否かにかかわらず。当該法人または当該団体が当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第22条（データ等のバックアップ・移行）

1. 当社は、本サービス対象の端末等に保存されたデータ、プログラムおよびその他一切の電磁的記録（以下、「データ等」といいます。）について、その毀滅に備えてあらかじめその複製を行うサービスを提供しません。
2. 当社は、データ等が何らかの事由により毀滅した場合において、これを復元するサービスを提供しません。
3. 当社は、データ等が何らかの事由により毀滅した場合において、これによって利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. 利用者は、データ等の毀滅に備えて定期的にその複製をするものとします。

#### 第23条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に際し知り得た個人情報を、当社が別途定める「プライバシーポリシー」(<https://www.japannetworkgroup.com/company/privacy/>)に従って取扱うものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、個人関連情報の保有者たる個人情報取扱事業者として個人関連情報を適切に取扱うものとします。契約者は、個人情報に関する法令、事業者団体等が定める標準的なガイドライン等を遵守し、適切な安全管理措置を採用及び運用するものとします。当社は、契約者からの委託を受けて個人関連情報の取扱いの一部を受託するものとします。
3. 当社は、本サービスの全部又は一部を第三者に業務委託をする場合、当該業務委託に必要

な限度において、業務委託である第三者に対し、個人関連情報を開示することができるものとします。

#### 第24条（業務委託及び業務連携）

1. 契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に業務委託する場合があることを承諾します。
2. 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第21条（損害賠償）に定める範囲で責任を負うものとします。
3. 契約者は、当社が業務委託先又は業務提携先との間で機密情報の保護についての契約を締結した上で、当該業務委託先又は業務提携先が業務を遂行するために必要な範囲で、契約者等情報を当社が当該業務委託先又は業務提携先に開示することを予め承諾します。

#### 第25条（届出義務）

1. 契約者は、本サービスの申込内容に変更があった場合、又は契約者の本サービスの利用内容に変更があった場合、速やかに当社に届け出なければなりません。
2. 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出を契約者に求める場合があり、契約者はこれに応じるものとします。
3. 契約者が第1項の届出を怠ったために、当社の通知若しくは送付された書類が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。また、契約者が前項の届出を怠ったために、本サービスの全部又は一部が提供されない場合でも当社はその責任を負わないものとします。

#### 第26条（通知）

1. 当社は、本サービスに関する契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
  - (1)契約者が当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
  - (2)契約者がサービス契約時に入力したメールアドレスへの電子メールによる通知
  - (3)その他当社が適当と判断する方法
2. 前項各号に掲げる方法による契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
3. 当社は、第1項各号に掲げる方法のほか、当社のWebサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容をWeb等に掲載した時点をもって当該通知が契約者に対し

てなされたものとみなします。

## 第27条（知的財産権）

1. 利用者は、当社が承諾した場合（当該情報に係る当社以外の著作権者が存在する場合には、当社を通じ当該著作権者に承諾を取得することを含みます。）を除き、本サービスを利用して入手した当社または他の著作権者が著作権を有するいかなるデータ、情報、文章、発言、ソフトウェア、画像、音声等、アイコン、デザインデータ（以下、併せて「データ等」といいます。）も、著作権法で認められた私的使用の範囲内でのみ利用するものとし、私的使用の範囲を越える複製、販売、出版、放送、公衆送信のために利用しないものとします。当該データ等の著作権は、利用者には帰属せず、当社又は当該データ等について従前から著作権を有する第三者に帰属します。
2. 当社は、本規約等において許諾等することを定めている権利を除き、契約者に対していかなる知的財産権その他の権利も許諾または譲渡するものではなく、契約者はこれに承諾するものとします。
3. 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。
  - (1)本サービスの利用目的以外に使用しないこと
  - (2)営利目的の有無を問わず第三者に貸与、譲渡、担保設定等をしないこと
4. 利用者は、本条に違反する行為を第三者にさせないものとします。

## 第28条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
  - (1)自ら（法人その他の団体であっては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
  - (2)契約者が法人その他の団体にあっては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3)契約者が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4)自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認め

られる関係を有すること。

(6)契約者が法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の何れか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

## 第29条（残存効）

本サービスの利用が終了した後も、第23条（個人情報の取り扱い）、第11条（本サービス提供中止等）、第10条（本サービスの提供停止等）、第21条（損害賠償）、第27条（知的財産権）、第31条（権利譲渡）、第32条（合意管轄）、及び第33条（準拠法）の定めは、なお有効に存続するものとします。

## 第30条（契約者の地位の承継）

1. 法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときには、合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2. 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

## 第31条（権利譲渡）

契約者は、本サービス利用規約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

## 第32条（合意管轄）

契約者と当社との間で本サービス利用に関連して訴訟の必要が生じた場合は福岡地方裁判所を

第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第33条（準拠法）

本規約の等の効力・履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

### 第34条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された既定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

### 第35条（協議義務）

1. 本サービスの利用に関して、本規約等に基づいた当社の指導によっても解決できない問題が生じた場合には、当社と契約者間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
2. 契約者が本規約等に反して本サービスを利用した場合、当社は契約者に関する情報を当社サイト等において公開する場合があり、契約者はこれらについて予め承諾します。

### 附則

この規定は令和6年12月11日から実施します。